

Global Tax Update 米国

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 7 月 23 日号

米国税制改正

～2025 年トランプ減税法案が成立～

はじめに

2025 年 7 月 4 日に第二次トランプ政権の目玉政策の一つとされる減税・歳出法案 (One Big Beautiful Bill Act : 以下「OBBBA」) が成立しました¹。2025 年末に失効予定であった第一次トランプ政権の減税法 (Tax Cuts and Jobs Act : 以下「TCJA」) の延長が大きなテーマとなっていたが、今回成立した法律では多くの減税項目について恒久化が図られました。OBBBA は税制改正、歳出改革、債務上限の引上げ等から構成されますが、本ニュースレターでは主に日本企業に影響があると考えられる税制改正項目の一部を紹介します。

1. 概要

(1) 法人税関連

法人税の改正項目には、トランプ大統領が大統領選挙の際の公約として挙げていた米国内で製造業を行う企業に対する法人税率の 15% までの引下げは含まれていませんが、適格固定資産についての 100% 即時 (ボーナス) 償却の復活、米国内での適格生産に使用される適格生産資産についての 100% 即時償却の規定新設等、米国内での事業活動を促進するための内容が多く含まれています。

100% 即時償却の復活

現行法では、適格固定資産 (主に、償却年数が 20 年以下の有形固定資産) の一部即時償却 (2025 年は 40%) が認められています。OBBBA は、2025 年 1 月 20 日以降に取得・使用開始した適格固定資産の 100% 即時償却を恒久的に適用することとしています。

適格生産資産 (QPP) の 100% 即時償却の創設

非居住用不動産の償却期間は原則 39 年とされています。OBBBA は適格生産資産 (Qualified Production Property : 以下「QPP」) の 100% 即時償却を認めます。QPP とは、以下の 7 つの要件を満たす非居住用不動産と定義されており、米国内で工場等の大規模な設備投資を促進することが意図されています。

- 1) Sec 168 に基づき減価償却の対象となること
- 2) 適格生産活動の不可欠な部分として使用されること
- 3) 米国又は米国の領土内で使用されること

¹ 正式名称は、An Act to provide for reconciliation pursuant to title II of H. Con. Res. 14

- 4) 納税者によって新たに使用に供されること
- 5) 2025 年 1 月 20 日以降、2028 年 12 月 31 日までに建設が開始されること
- 6) 納税者は当該資産が QPP であることの選択を行うこと
- 7) 2030 年 12 月 31 日までに使用が開始されること

上記 2) の適格生産活動は、適格製品の製造・生産・改良をいい、適格製品は原則全ての有形固定資産が含まれます。

新規に取得する資産以外にも、2021 年 1 月 1 日以降 2025 年 5 月 12 日までの期間において納税者又は関連者により適格生産活動に使用されていなかった資産について、上記 4) ・5) を除く各要件などを満たす場合は 100% 即時償却が認められます。

純支払利息の損金算入制限規定における EBITDA 基準の復活

現行法では、米国人の純支払利息 (=支払利息-受取利息) の損金算入限度額は EBIT (連邦課税所得に純支払利息を加算した金額) 相当額の 30% までとなっています。OBBA は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度より、損金算入限度額を EBITDA (連邦課税所得に償却費用と純支払利息を加算した金額) の 30% に戻し、これを恒久化させます。なお、CFC 合算所得 (サブパート F 所得、GILTI 等) は EBITDA から除外されます。

国内 R&D 費用の即時損金算入の復活

現行法では、2022 年より R&D 費用は資産計上の対象となり、米国内で発生した R&D 費用は 5 年、米国外で発生した R&D 費用は 15 年で定額償却する必要があります。OBBA (Sec² 174A) は、2025 年 1 月 1 日以降に支払又は発生した国内 R&D 費用については、納税者の選択により、即時損金算入を可能とする措置を恒久化しています。さらに、OBBA には、年間収入が 3,100 万ドル以下の小規模事業納税者については、2022 年まで遡及して R&D 費用の損金化が可能とする移行措置も含まれていますが、それ以外の納税者についても、2022 年 1 月 1 日以降に発生又は支払った国内 R&D 費用の未償却残高を、2025 年 1 月 1 日に以降に開始する課税年度に、一括あるいは、その年を含む 2 年間で償却する税務上の選択ができる移行措置も含まれています。

(2) 国際課税関連

国際課税の改正項目には、当初 Sec 899 の新設が含まれ、各方面で大きく取り上げられましたが、後述のとおり G7 において米国企業をグローバル・ミニマム課税の枠組みから例外扱いとすることが合意されたため、Sec 899 は法案から削除されました。他の改正項目は、一部変更を除き、TCJA で導入された国際課税の基本的体系を大枠維持する内容となっています。

FDII

現行法では、米国人の一定の超過所得 (一般的に、有形固定資産 (Qualified Business Asset Investment : 以下「QBAI」) の 10% を超過する所得) に対して外国稼得割合を乗じた額を外国稼得無形資産所得 (Foreign-Derived Intangible Income : 以下「FDII」) として、37.5% の特別控除を認めています (実効税率は 13.125%)。外国稼得割合は、控除対象所得 (Deduction Eligible Income : 以下「DEI」) のうち、外国稼得控除対象所得 (Foreign-Derived Deduction Eligible Income : 以下「FDDEI」) が占める割合によって計算されます。FDDEI には、米国外への資産の販売、米国外の役務提供や無形資産使用の対価等が含まれます。

OBBA は、2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から FDII の特別控除率を 33.34% に引き下げます (実効税率は 14% になります)。現行法では、超過所得を無形資産所得と見做していましたが、OBBA は QBAI 要件を撤廃したため、無形資産所得に対する課税といえなくなりました。そのため、制度の名称は「FDII」から「FDDEI」に変更されます。また、2025 年 6 月 17 日以降に譲渡された無形資産又はその他の償却対象資産から生じる所得は DEI の対象外となり、DEI 計算上配賦される費用は直接費用に限定されるため、控除額の増加が見込まれます。

GILTI

グローバル無形資産低課税所得 (Global Intangible Low-Taxed Income : 以下「GILTI」) は FDII と共に TCJA で導入されました。現行法では、米国人は実際の無形資産の有無にかかわらず、CFC の一定の超過所得 (一般的に、QBAI の 10% を超過する所得) が GILTI として合算課税されます。合算対象額に対して 50% (2026 年以降は 37.5%) の特別控除を適用後、GILTI に係る税額から外国法人税の 80% を上限として外国税額控除 (FTC) の適用が認められています (FTC 適用後の実効税率は 13.125% でした)。

OBBA は、2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から GILTI の特別控除率を 40% まで引下げ (税法改正がなかった場合の控除率は 37.5% であったため、実質的には引上げ)、GILTI に係る税額から外国法人税の 90% を上限として FTC の適用

2 本ニュースレターに記載している“Sec”は、米国連邦税法における内国歳入法 (Internal Revenue Code) の条文の略称です。

が可能となります（FTC 適用後の実効税率は 14%になります）。税法改正がなかった場合、FTC 適用後の実効税率は 16.4% になる予定だったため、納税者にとっておおむね有利な変更となります。

FDII と同様に GILTI についても QBAI 要件は撤廃され、制度の名称が「GILTI」から「Net CFC Tested Income」に変更されます。また、FTC 限度額の計算上 GILTI 合算所得に配賦される費用は直接費用に限定されることになります。

BEAT（Base Erosion and Anti-Abuse Tax）

現行法では、米国法人が外国関連者に対して支払った又は発生した額のうち、損金算入できる一定の支払（税源浸食支払）を、課税所得に加算調整した額に BEAT 税率（10%、2026 年以降は 12.5%）を乗じた額が、通常税額（R&D 税額控除など一部の税額控除は考慮しない）を超過する場合に、超過額を BEAT 税額として追加課税します。BEAT には適用除外基準があり、米国内関連者グループの売上（過去 3 年平均）が 5 億ドル以下、あるいは、税源浸食割合（税源浸食支払が損金算入総額に占める割合）が 3%³未満の場合に適用除外となります。

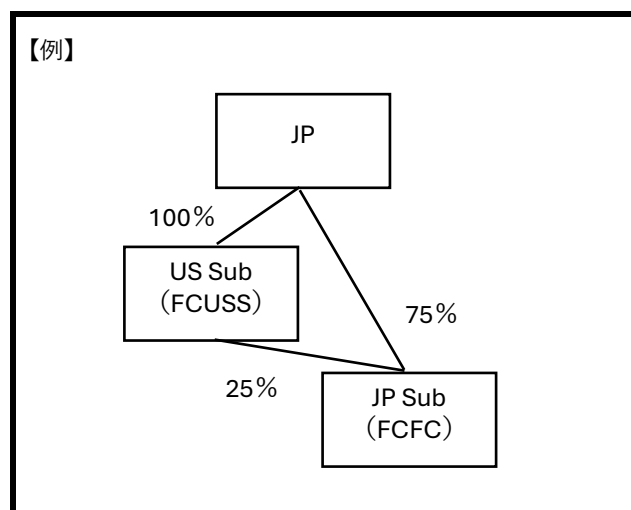
OBBBA は 2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度より BEAT 税率を 10.5%に引き上げます（税法改正がなかった場合の税率は 12.5%であったため、実質的には引下げ）。⁴ 議会で審議された当初の法案に含まれていた BEAT 課税の強化や高税率国の関連者への支払に係る例外措置の導入等については最終的に見送られ、BEAT 税率が主な変更点となりました。なお、現行法で 2026 年以降に予定されていた変更が削除された結果、2025 年以前と同様、R&D 税額控除は BEAT 計算上不利にならないことになります。

CFC 判定における Downward Attribution の適用制限の復活

TCJA では、従来の Sec 958(b)(4)を撤廃し、米国法人が外国関連会社の CFC 判定を行う際の持分に、直接・間接の持分に加え、Downward Attribution ルールと呼ばれるみなし持分も考慮する必要があるとされていました。Downward Attribution の適用により、米国法人の株式が価値ベースで 50%以上の米国外株主によって保有されている場合、当該米国法人は当該外国株主が保有する他法人の株式を保有していると扱われ、CFC となる会社の範囲が拡大し、立法趣旨で意図していなかった納税者に CFC 合算ルールが適用するという結果となっていました。

これを修正するため、OBBBA では、CFC 判定時の Downward Attribution の適用制限を復活させました。ただし、TCJA 導入時の立法趣旨を反映し、Sec 951B を新設し、米国外の納税者に支配される米国法人に対しては、その CFC 判定に対し Downward Attribution が継続して適用されます。通常の CFC 以外に Sec 951B で CFC 適用対象となるのは、Downward Attribution を適用した場合に、米国外の納税者に 50%超支配されている米国株主（Foreign-Controlled US Shareholder：以下「FCUSS」）に持分の 50%超を支配されているとみなされる米国外法人（Foreign Controlled Foreign Corporation：以下「FCFC」）となっています。

以下の例では、US Sub は日本法人である JP に 50%超支配されているため FCUSS に該当し、Sec 958(b)(4)を適用した場合、日本法人である JP Sub は FCFC として扱われます。なお、FCUSS にかかる FCFC の合算や米国申告上の取扱いの詳細については、財務省規則又はガイダンスに委任されていますので、今後の動きをモニターしてゆく必要があります。



2026 年 1 月 1 日以降に開始する米国外法人の課税年度から適用。

3 銀行や証券ディーラーが、BEAT 適用外となる税源浸食割合は 2%未満。

4 銀行や証券ディーラーに対しては、現行法 11%（2026 年以降は 13.5%）から 11.5%へ引上げ。

(3) 個人所得税関連

可決された法案では個人所得税減税の延長が財政収支への影響として一番大きくなっています。OBBBA は、改正がなかった場合に 2025 年に失効する予定であった第一次トランプ政権時に導入された 7 つの累進税率区分（10％、12％、22％、24％、32％、35％、37％）を恒久化します。また、現行法で上限 1 万ドルとなっている州・地方税の個別控除の額は 2025 年から 2029 年まで上限が 4 万ドルまで引き上げられますが、年間所得が 50 万ドル超（夫婦個別申告の場合は一人年間 25 万ドル）の納税者は控除額が段階的に減額されます。

トランプ大統領が選挙公約として掲げていたチップと残業代の非課税措置については、一定要件を満たす場合、2025 年から 2028 年までチップと残業代の所得控除が可能となります⁵。また、上限 1 万ドルとなっている州・地方税の個別控除年間所得が 15 万ドル超（夫婦合算申告の場合は年間 30 万ドル）の納税者は控除額が段階的に減額されます。

自動車ローン金利は、2025 年から 2028 年まで上限 1 万ドルの所得控除が可能となります。年間所得 10 万ドル超（夫婦合算申告の場合は年間 20 万ドル）の納税者は控除額が段階的に減額されます。対象となる自動車は、一定の要件を満たす乗用車で、米国で最終組み立ての行われたものとされ、いわゆるキャンパーやモーターホームは含まれません。

2. その他

(1) クリーンエネルギー関連税額控除の縮小

バイデン政権が 2022 年 8 月に成立させたインフレ抑制法（Inflation Reduction Act：以下「IRA」）は、クリーンエネルギーへの投資を促進させる政策ツールとして税額控除制度の拡大と創設を行いました。IRA 成立後、米国のクリーンエネルギー投資は拡大しましたが、地球温暖化問題に対する共和党の認識の違いを反映し、OBBBA はクリーンエネルギー関連税額控除を全般的に縮小する内容となっており、特に太陽光・風力発電事業やクリーン自動車・省エネ住宅への支援は大幅に削減されます。

多種多様な改正項目には、以下が含まれます。

- ✓ クリーン自動車購入時の税額控除（Sec 25E, Sec 30D, Sec 45W）は 2025 年 9 月末までの購入で廃止
- ✓ 代替燃料自動車の燃料供給設備に係る税額控除（Sec 30C）は 2026 年 6 月末までの使用開始で廃止
- ✓ 省エネ住宅関連の税額控除（Sec 25C, Sec 25D）は、それぞれ、2025 年末までの使用開始、支出で廃止
- ✓ クリーン電力生産・投資税額控除（Sec 45Y, Sec 48E）は、太陽光・風力関連施設については、OBBBA 成立後 12 ヶ月以内に施設建設が開始しない場合、あるいは 2028 年より前に使用開始されない施設については控除措置を廃止（ただし一部の適格太陽光施設については控除継続）。なお、2025 年 7 月 7 日の大統領令によれば、上記の太陽光や風力発電施設に対して、建設開始ルールが厳格に適用されるよう 45 日以内に財務省はガイダンスを発行することになっています。ただし、エネルギー貯蓄設備などを含む他の施設（Sec 45Y, Sec 48E）や原子力発電（Sec 45U）に関しては、それほど急速な支援のフェーズアウトとはなっていません。
- ✓ 二酸化炭素隔離（Sec 45Q）では、クレジットが増大
- ✓ クリーン水素生産の税額控除（Sec 45V）は 2028 年 1 月 1 日以降に建設が開始される施設については廃止
- ✓ クリーン燃料（Sec 45Z）は 2 年間延長のほか、多数の変更
- ✓ 半導体やその製作機器などを目的とした先端製造設備の投資税額控除（Sec 48D）は 2026 年 1 月 1 日以降に使用開始する施設について税額控除を 25％から 35％に引上げ
- ✓ 先端製造部品の税額控除（Sec 45X）に関しても、風力発電に関しては 2028 年以降の製造・販売については廃止、他の部品や重要な鉱物に対する税額控除も、それぞれ 2032 年、2033 年までにフェーズアウト。ただし、製鉄用の冶金用石炭（Sec 45X）の生産費用について 2.5％の控除が新たに追加されるが、この控除は 2030 年に廃止予定。
- ✓ 米国政府が指定する禁止外国事業体（Prohibited Foreign Entity）に係るクリーンエネルギー税額控除の否認等

(2) Sec 899 の結末

OBBBA の審議中に日本を含む海外でおそらく一番注目された税制項目は、Sec 899 の新設でした。米国人・企業に対して「不公正な外国税（Unfair Foreign Tax）」を課す国の適用対象者に報復税を課すことを目的とした同条項は、源泉税率の引上げ等が行われるため、海外からの米国投資に大きな影響を与えかねないと米国内外で危惧されました。

「不公正な外国税」として Pillar 2 の軽所得課税ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）やデジタルサービスタックス（Digital Service Tax：DST）等が挙げられますが、G 7 において、グローバル・ミニマム課税（IIR、UTPR）が、一般的に米企業

⁵ チップ所得控除の上限は年間 2.5 万ドル、残業代の所得控除は 1.25 万ドル（夫婦個別申告の場合は 2.5 万ドル）としているが、年間所得が 15 万ドル超（夫婦個別申告の場合は 30 万ドル）の納税者は、それぞれの控除額が段階的に減額されます。

に適用されないとの合意ができたことを受けて、ベッセント米財務長官は、上院で審議中の法案から Sec 899 の削除を米連邦議会に要請し、議会指導部が即日要請を受入れたことにより、Sec 899 は撤回されました。

(3) 海外送金税 (Remittance Tax) の導入

2026 年 1 月 1 日以降に行われる米国からの現金及び現金同等物 (Money Order, Cashier's Check など) の海外送金に対して 1% の取引税 (Excise Tax) が課されます。ただし、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) の対象となる金融機関口座からの引き落とし、又は、クレジットカード・デビットカードによる海外送金は適用の対象外となっています。

3. 日本企業への影響

OBBBA には、米国内での産業活性化を図るための規定 (支払利息損金算入制限規定における EBITDA 基準の復活、国内 R & D 費用即時損金算入、100% ボーナス償却等) や第一次トランプ政権で実現した減税項目の延長・恒久化等の日系企業の米国子会社に対して有利な改正項目が含まれています。その一方で、バイデン政権時に導入されたクリーンエネルギー関連の税額控除の大幅縮小等の不利な改正項目も含まれています。米国内で投資又は事業活動を行う日系企業においては、本ニュースレターで紹介されなかった項目も含めた税制改正の詳細について理解し、急ピッチなプロセスにより立法された OBBBA に関連する今後の大統領令、修正条項の立案、発出予定の財務省のガイダンス、さらに、連邦レベルの法改正に対する州・地方政府の動きなども目を配りながら、米国での事業展開への影響について検討することが推奨されます。⁶

おわりに

デロイト・トマツ税理士法人では、米国税務に関して豊富な知見を持つ専門チームを有し、日本において米国投資や米国での事業展開についてもアドバイスや米国の連邦・州税申告書作成サービスを行っています。今回のニュースレターでご案内した内容に限らず、米国税務全般について米国、日本の双方で万全のサポート体制を確立しています。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

⁶ より詳細なレポートは、以下のリンクよりご覧ください。

[A closer look: Inside the new tax law](#) (デロイト US ウェブサイト (英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/tax/perspectives/tax-newsletter-americas.html>

お問い合わせ

米国税務に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	平山 伊知郎	ichiro.hirayama@tohmatu.co.jp
パートナー	竹内 洋人	hiroto.takeuchi@tohmatu.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohmatu.co.jp
マネージングディレクター	倉本 光恵	mitsue.kuramoto@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	竹内 久里	kuri.takeuchi@tohmatu.co.jp
マネジャー	栗原 義明	yoshiaki.kurihara@tohmatu.co.jp
マネジャー	高橋 英絵	hanae.takahashi@tohmatu.co.jp
マネジャー	田名網 智子	tomoko.tanaami@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル サービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナル サービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301